

平成22年9月3日（金曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成22年第3回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	阿部幸夫君	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間 洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野 章君
17番	小幡公雄君	18番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大橋健男君
副 町 長	西村晃一君
総務課長	佐藤幹夫君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西 傳君
会計管理者	大友 忠君
会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野 茂君
総務管理班長	櫻井一夫君
教 育 長	米川 稔君
教育課長	亀井 純君

事務局職員出席者

事 務 局 長 高 平 功 悦
主 査 土 井 弘 通

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 2 年 9 月 3 日 (金曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

9 月 3 日から 9 月 2 2 日までの 2 0 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 陳情 第 1 号 「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の採択を求める陳情について (継続審査)

〃 第 5 議案第 4 6 号 松島町都市公園条例の一部改正について

〃 第 6 議案第 4 7 号 松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

〃 第 7 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度松島町一般会計補正予算 (第 2 号) について

〃 第 8 議案第 4 9 号 松島町国民健康保険特会計補正予算 (第 2 号) について (朗読説明)

〃 第 9 議案第 5 0 号 松島町老人保健特会計補正予算 (第 1 号) について (朗読説明)

〃 第 1 0 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度後期高齢者医療特別会計補正予算について (朗読説明)

〃 第 1 1 議案第 5 2 号 平成 2 2 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について (朗読説明)

〃 第 1 2 議案第 5 3 号 平成 2 2 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号) について (朗読説明)

〃 第 1 3 議案第 5 4 号 平成 2 2 年度松島町観瀾亭特別会計補正予算 (第 2 号) について (朗読説明)

〃 第 1 4 議案第 5 5 号 平成 2 2 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算 (第 1 号)

について（朗読説明）

- 〃 第 1 5 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について（朗読説明）
- 〃 第 1 6 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）
- 〃 第 1 7 議案第 5 8 号 平成 2 1 年度松島町国民健康保険歳入歳出決算認定にえ（朗読説明）
- 〃 第 1 8 議案第 5 9 号 平成 2 1 年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）
- 〃 第 1 9 議案第 6 0 号 平成 2 1 年度松島町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）
- 〃 第 2 0 議案第 6 1 号 平成 2 1 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）
- 〃 第 2 1 議案第 6 2 号 平成 2 1 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）
- 〃 第 2 2 議案第 6 3 号 平成 2 1 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）
- 〃 第 2 3 議案第 6 4 号 平成 2 1 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）
- 〃 第 2 4 議案第 6 5 号 平成 2 1 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）
- 〃 第 2 5 議案第 6 6 号 平成 2 1 年度松島町水道事業会計決算認定について（朗読説明）
- 〃 第 2 6 報告第 3 号 平成 2 1 年度松島町健全化判断比率について
- 〃 第 2 7 報告第 4 号 平成 2 1 年度松島町資金不足比率について（朗読説明）
- 〃 第 2 8 諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

それでは、お手元に配付しております平成22年6月11日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。第2回松島町議会定例会を6月11日から16日までの会期において、職員の勤務時間、給与等に関する条例等の改正、補正予算等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

6月18日には、臨時議会を招集させていただき、普賢堂雨水ポンプ場電気設備更新工事請負契約の締結について再度ご審議をいただき承認をいただきました。

7月4日には、松島町消防団第5分団車庫の落成式を行いました。

7月15日、16日には行政区長等の移動研修で新潟県村上市と山形県米沢市を訪問し、景観を生かしたまちづくりの取り組み等について先進地視察を行ってまいりました。

7月19日には、「日本三景の日」を記念して、お客様感謝祭が松島海岸中央広場において開催され、五大堂太鼓や、松高生によるダンスの披露、観光親善大使の水森かおりさんの歌唱イベントが行われ、会場では同時に「まつの市」も開催され、観光客にも地場製品の販売で好評を博しておりました。

7月20日には、臨時議会を招集させていただき、入札監視委員会委員の人事案件についてご審議をいただきご同意をいただきました。

7月29日には、総合防災訓練を行い、消防団、行政区、自主防災組織ほか関係機関が参加し、図上訓練やデジタル式防災無線を使用した情報伝達収集訓練を実施しております。

7月27日には、宮城県町村会主催の町村長研修に参加し、広島県北広島町の新エネルギーに関する取り組みの研修、翌28日には2020核廃絶広島会議に出席してまいりました。

8月4日には、松島町商工会長に対して、新規高等学校卒業生及び若年者に係る雇用枠に確保について求人要請を行いました。

8月6日から8日までは、町の風物詩となりました夏のとおき松島（瑞巖寺灯道）が開催されております。

8月17日には、恒例の松島灯籠流し花火大会が開催され、15万4,000人の観光客でにぎわいました。

8月22日には、町民グラウンドにおいて塩釜地区消防団連合演習が行われ各種演技の観閲を行いました。

要望等につきましては、7月27日に平成23年度政府予算編成並びに施策に関する要望につい

て、国会議員に要望したほか、2件の要望を行っております。

そのほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。6月21日、7月29、8月24日に例月出納検査の報告をいただいております。

請願・意見書等の処理は2件であります。内容は記載のとおりであります。

行政視察であります。7月1日に愛知県瀬戸市議会が来町しております。他に福井県小浜市議会、岩手県一関市議会が議会基本条例関係で来町しております。

会議等ではありますが、6月11日の平成22年第2回松島町議会定例会を含め、総件数27件、各種会議、行事、委員会などがございました。詳細は記載のとおりでございます。

議会だよりの発行ではありますが、8月1日に第103号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆様には、大変ご苦労さまでした。

委員会調査についてではありますが、6月29日から7月1日の日程で第1常任委員会が岡山県岡山市のほか、島根県松江市の循環バス運営等について調査しております。同じく、7月13日から15日の日程で第2常任委員会が滋賀県前原市ほか子育て支援関係について調査しております。8月23から24日の日程で議会広報発行対策特別委員会が岩手県雫石町議会と議会広報編集について調査意見交換をしております。

議員・委員の派遣についてではありますが、7月5日から7月6日の日程で宮城県黒川地方町村議会委員長研修会へ3名の委員長を派遣しております。研修内容については記載のとおりであります。

7月28日から31日までの日程で、宮城県町村議会議員講座に延べ15名の議員を派遣しております。研修内容については記載のとおりであります。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合における議会報告を求めます。

初めに、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 13番、後藤でございます。宮城東部衛生処理組合議会関係について前報告以降の報告をいたします。

去る7月6日、平成22年第2回宮城東部衛生処理組合議会定例会が宮城東部衛生処理組合会議室で開催をされました。

会議に付された案件は、承認1点であります。

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。これは職員育児休業に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等の条例の一部を改正する条例について育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、職員が仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的とし、育児休業規則等に係る除外規定も縮小、育児期間中の職員に係る時間外勤務時間制限の拡充等を行うため所要の改正を行うものであります。この法律が平成22年6月30日施行であり議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであり、審議の結果原案のとおり承認をいたしました。

以上で宮城東部衛生処理組合議会の報告といたします。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまです。

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。5番阿部幸夫議員。

○5番（阿部幸夫君） 5番阿部でございます。

それでは、平成22年度第2回塩釜地区環境組合議会の報告をさせていただきます。

期日は7月1日、場所は塩釜地区環境組合会議室でございます。

会議に入る前に、行政報告がありましたので、行政報告から始めたいと思います。

その1、塩釜地区環境センター業務概要であります。その内容についてお知らせをいたします。

平成21年度の生し尿搬入実績は松島町が3,788.31トンを含め、組合全体で9,728.02トンで前年度比マイナスの3.9%でありました。浄化槽汚泥は、松島町が1,218.81トンを含め組合全体で3,431.82トン、前年比で3.2%増の搬入実績であります。

塩釜地区環境センター1日当たりの平均搬入量は53.71トン、受入日数は245日でありました。環境汚泥肥料配付状況は、2万8,733袋、重量で287.33トンであります。リサイクル率は100%であります。

次に、平成21年度斎場の業務概要内容は次のとおりでございました。

火葬件数は2,012件、1日当たり平均火葬件数は6.7件、開業日数は300日であります。松島町の実績は年間で140件でありました。

続きまして、平成22年度4月から5月の業務実績であります。生し尿は松島町が604.91トンを含め全体で1,584.41トンであります。浄化槽の汚泥は松島町の156.49トンを含め、全体で419.00トンでありました。乾燥汚泥肥料配布達成量は配給量とともに57.25トンであります。斎場は松島町の23件を含め全体で312件でありました。

続きまして、議案についてでございます。職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の1件であります。この条例改正は地方公務員の育児休業に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容を集約しますと次のとおりであります。

- 1、職員の育児休業に関する条例の一部改正は男女とも子育てができる環境整備であります。
- 2、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、仕事と子育ての両立支援では、3歳に満たない子を養育する職員の時間外勤務等の免除は制度がありませんでしたが、制度を新設されたものであります。小学校就学前の子の配偶者が養育できる場合における職員の時間外勤務制限は、取得できないが、取得できるように改善されたものでございます。

また、火葬場建設その後の状況について、報告いたします。この件は議会終了時現況報告として説明を受けたものでありますが、まずこれまでの経緯であります。

塩釜地区環境組合の火葬場、通称塩竈斎場は平成2年に塩竈市西部に開設以降周辺における住宅開発が進んだことにより、現在は設置場所として適さない状態にあります。また、現斎場の改築時には、町内会との間で斎場建築は緊急避難的な要素によってやむを得ず認めるものである。おおむね、平成20年度を目安に移転するという旨の協議書を締結しているところでもございます。このような背景から、平成20年度に塩釜地区環境組合の圏域内における次期斎場の移転候補地の検討を行い、赤沼地区が最適との結果に至りました。さらに、平成21年度より、次期斎場に必要施設整備計画の検討を行い、関連法規及び環境影響などの要件を整備した上で、建設の最終決着にするための基礎資料が作成されています。現況説明では次の点を特徴的としてお知らせ申し上げます。

- 1、施設の規模は日本環境斎苑協会他地域事例などから、理想的な面積は2万平方メートルとされました。候補地は平成20年度報告書で、主要町道赤沼松島線の利府バイパス手前の高速道入り口手前を左折した赤沼字山中。また赤沼字細谷、赤沼字丹波沢の3点でございました。この3地点を比較した最終評価で字丹波沢が最適として設定されることになりました。丹波沢特別名称松島町第1種保護地域Bですが、斎場は農林漁業住宅農林漁業用施設、住宅、民宿、住民

が営む日常生活店舗等の新築及び既存建物等の改築等は周囲の風景、景観に影響を与えない範囲で認められる可能性の地域であると思われます。したがって、当面はさらに検討が深めることとなりました。この場所は、住居がなく現在は採石場となっているところでございます。

以上で、報告を終わります。なお、組合議員は高橋辰郎議員、阿部幸夫でございます。終わります。

○議長（櫻井公一君） これから長いときは文書を提出して、資料を提出していただければありがたいと思います。

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 8番高橋でございます。私の方は簡潔に終わらせたいと思います。

平成22年第2回塩釜地区消防事務組合議会定例会が去る7月7日午後1時より、塩釜地区環境センター大会議室で行われました。と申しますのは、消防本部の庁舎が耐震に合致していないということで建てかえに入っておりますので、ここしばらくは環境センターの大会議室を借りて議会を行うようになると思います。

付された案件は二つでございまして、議案第6号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例と、議案第7号財産の取得についてでございます。

議案第6号は前の諸組合の報告でもありますので、省かせていただきます。

議案第7号については消防事務組合第9期5年計画に基づき塩釜消防署に配置している小型動力ポンプつき水槽車を更新するものでございます。

以上、二つの議案が審議されましたが、特に議案第7号につきましては入札方法や金額について多くの委員から質問がありまして、少々時間をとりましたが、2件とも原案どおり可決されました。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会の報告を求めます。17番小幡議員。

○17番（小幡公雄君） それでは、私の方から平成22年度吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会第1回定例会の報告をさせていただきます。

平成22年度吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会第1回定例会が、7月1日午後1時30分より大和町役場大会議室3階、新庁舎になりましたが、で開催されました。

開会の前に事務局より議事日程に追加の件がありまして、要旨の差し替えの要請がございました。大和町大崎勝治議長の開会宣言に始まり、議席の指定後会議録署名議員に2番大和町堀籠英雄議員、3番大和町藤巻博史議員が指名されました。

会期は1日で、全員一致で採択されました。

管理者浅野 元大和町長のあいさつの後、議事に入りました。

認定第1号平成21年度吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合会計歳入歳出決算認定について質疑はなく全員一致で採択されました。

続いて、議案第1号は、平成22年度吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合会計歳入歳出予算について、質疑はなく全員一致で採択されました。

次に、議案第2号は、平成21年度吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会の組合の負担金を定めることについてが上程されました。質疑に入りまして、4番大和町大友勝衛議員より一つダムの建設推進について質問が出されました。管理者答弁は箇所づけはなされているが、名称はついていない。継続して陳情していくという答えでございました。

二つ目に、嘉太神の水門の開始についての質問に対し、答えは砂がたまりあかない状況であると。流木撤去は人力であり見積もりをとって進めていく、ダムとしては認定されていないので、つくり直すまではいかない。

3番。安全性など調査しておくべきではないか。予算捻出も考えるべきであるという質問に対し、嘉太神ダムの件については皆さんからのアイデアも欲しいところであるという答弁でございます。

続いて、12番千葉勇治議員が質問されました。一つ、砂のたまりぐあい、たまり分はどれくらいあり、能力の低下があると考えられるけれども、平成22年度の調査はどうなっているかという質問に対しまして、管理者の答弁は五、六年に1度排除をやっており、今回は流木の撤去をし、来年度考えていきたいという答えでございました。

ほか、質疑はなく採決の結果全員一致で採択されました。

議案第3号吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会規約の一部変更について質疑はなく全員一致で採択されました。

全日程を終了し、閉会されました。その後、嘉太神ダムの現地調査を行い、熊が出没したりして大騒ぎになりましたけれども、そこで散会となりました。

以上、報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。1番緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 1番緑山でございます。

去る8月11日水曜日宮城県自治会館におきまして宮城県後期高齢者医療広域連合議会平成22年第2回定例会が開催されました。ご報告をさせていただきます。

定例会に提出されましたのは7議案でありましたが、そのうち主要案件は後期高齢者医療制度施行2年度目に当たる平成21年度の一般会計及び特別会計の決算についてであります。この両会計の決算の内容であります。広域連合の職員人件費等の組織運営費を賄う一般会計の歳出は4億9,664万円で、平成20年度比13.3%の減、保険給付費が大部分を占めますところの特別会計の歳出は、2,027億6,225万円で平成20年度比20.8%の増でありました。特別会計の主要歳出である保険給付費だけを見ますと、平成20年度の1,643億9,129万円に対して、平成21年度は1,898億8,823万円と15.5%の増でありました。これは、平成20年度は本医療制度施行初年度のため、決算上は11カ月分であったゆえもありますが、それに加えて本県人口233万人の約11%を占めます75歳以上の高齢者、すなわち被保険者が平成20年度の約25万4,000人から、平成21年度は約26万3,000人へと3%少々、9,000人近く増加したこと。さらに、1人当たりの医療費も平成20年度の78万1,000円から平成21年度は約79万8,000円へと2.2%約1万7,000円増加したこと等によるものであります。ちなみに平成22年度には被保険者数が27万人台にまで増加するとともに、1人当たりの医療費も4.8%増の約83万6,000円となることが予想され、平成22年度の特別会計の予算は2,185億円ほどが計上されているところであります。

ところで、現行の後期高齢者医療制度は、ご承知のとおり平成24年度末をもって廃止され、平成25年度からは新しい高齢者医療制度に移行することが現民主党政権下で予定されております。それを控えて、去る8月4日水曜日、仙台市太白区文化センターにおきまして厚生労働省が主催するところの新制度についての地方公聴会、全国6カ所、東北北海道では仙台市のみであります。これが開催されました。当県の広域連合議会からも5名の議員が出席いたしました。出席者総数約400名でございました。これにつきまして、今議会定例会におきましても一般質問等での問題等について議論が非常に集中いたしました。この公聴会におきまして、政府の後期高齢者医療制度改革会議のメンバーから示された新政府案は次のとおりであります。

すなわち、平成20年度4月の現行制度開始とともに75歳以上の高齢者が従来国民健康保険及び被用者保険、つまり社会保険ですね、これから切り離され独立制度のもとに一括してくられ

たわけでありませんが、これを旧に復する、つまり全国で約1,400万人の75歳以上の高齢者のうち約1,200万人を国民健康保険へ、約200万人を被用者保険へ戻し入れ、両保険とも年齢でもって区別せず、旧制度同様に両保険を縦に分離されるようにする。そして、各保険の保険証は年齢にかかわらず同じものとする。また、保険料の納付については年金からの天引きをやめ、原則として世帯主を納付義務者とする。

新聞等にも出ましたが、以上が新制度案の大体の骨子であります。また中間取りまとめの段階であり、最終案は平成20年度末までに取りまとめられ、平成23年度当初に法案の国会成立を目指しているとのことでもあります。

ただ、この新制度案において75歳以上の高齢者の約85%、1,200万人の国民健康保険の編入分については、形式的には当該保険に一本化されるものの、実質的には現役世代とは別途の財政措置が図られ、かつその分を各都道府県に一括運営をさせようとするものとなっております。よって、目下の新制度案は現行制度の廃止とほうたっておりますが、後期高齢者の後期の文字をなくし、保険証の色も区別しないというものの、まだ不特定である財源措置を別とすれば現行制度とそれほど極端な違いがない、いわば単なる変更でしかないように感得されるところであります。

そして、広域連合議会の今期の定例会におきまして、仙台市長であります奥山美恵子広域連合長からの新制度案における現行の国民健康保険制度との関連性、保険料、財源、運営主体等についてまだ不透明な部分もありますけれども、種々の疑問が提示されたところであります。また、国の政治状況もきわめて現在不安定であり、新制度案が最終的に取りまとめられるまでかなりの紆余曲折が予想されるころでもあります。しかし、今後少なくとも2年間は現行制度は安定的に維持運営されなければならないということは、広域連合の執行部並びに議会の共通する認識であるところであります。

最後になりましたが、議案審議における議決結果は提出された決算の議案及び法律改正に伴う条例改正等で計7議案すべて原案どおり認定可決されました。

以上で、報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 陳情第1号 「安全・安心な国民生活の実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の採択を求める陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、陳情第1号「安全・安心な国民生活の実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の採択を求める陳情についてを議題とします。

本件につきましては、平成22年第2回定例会に陳情が提出され継続審査となって第2常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査報告を求めます。7番渋谷議員。

○第2常任委員長（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。審査結果についてご報告申し上げます。

件名。陳情第1号、「安全・安心な国民生活の実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の採択を求める陳情。

審査期日・場所。平成22年6月28日月曜日、第1委員会室ほか記載のとおりでございます。

出席議員は後藤良郎議員ほか記載のとおりでございます。

出席を求めた者。陳情者国土交通省管理職ユニオン東北支部■■■■氏、同じく■■■■氏の両名であります。

採決の結果、不採択とすべきものであります。

審査の概要につきまして読み上げたいと思います。下段の2行目から読ませさせていただきます。

当委員会では審査を行うに当たり、陳情者に出席を求め陳情趣旨及び内容について説明を受けた。平成19年度に設置された地方分権改革推進委員会は地方分権の改革推進策として平成20年5月の第1次から平成21年11月の第4次まで勧告を行ってきた。最終勧告である第4次勧告では、直轄事業制度の改革に向け国の直轄事業範囲の限定、関係する国の出先機関の縮減廃止、直轄事業負担金制度の廃止、道路河川の移管に伴う国負担率なりの交付金の創設、地方自治体と事前に協議する仕組みの創設などについて直ちに工程表を作成し、速やかに取り組むべきであるとしている。陳情の趣旨は、このような地方分権改革推進は、地方自治体の財政状況によって、社会資本の整備管理に地域間の格差を生じさせ、地方切り捨てに拍車をかけることや近年の異常気象による局地的豪雨台風の大型化や、頻発する地震などの災害から国民の安全・安心が守られないのではないかと強い危惧を持っている。また、憲法第25条は社会福祉及び社会保障、公衆衛生の向上及び増進を国の社会的使命としている。こうした基本原則から国民の安全・安心を守る社会資本の整備管理は国が責任を持って実施することは憲法上の責務と考える。国は業務の受け皿や財源等の確実な裏づけが不明確なままことを進めようとしている。よって、国は安易に地方整備局事務所出張所等国の出先機関の縮減、廃止や地方移譲は行うべきではない。これらの陳情を意見

書として国に提出してほしいという内容である。

国の出先機関と呼ばれている中央省庁は、地方ブロックや都道府県単位で設置している地方組織は8府省13機関のほか国土交通省の管区気象台や防衛省の地方防衛局などがある。国家公務員約30万人のうち約20万人が配置され、国の公共事業や許認可事務、国家主権の実施を担っている。

東北地方整備局の組織図を見ると、本局が仙台市にあり港湾空港関係とそれ以外のものと2カ所に分かれている。河川道路等関係事務所は34カ所、港湾空港関係事務所が8カ所、出張所が約100カ所、東北6県内に設置されている。職員数は平成22年3月31日現在で技術職員が1,880名、事務系職員が1,180名、合計3,060名になっている。ちなみに宮城県内には本局2カ所、河川道路関係事務所8カ所、港湾空港関係事務所2カ所、そして出張所が18カ所設置されている。職員数は正職員が約1,100名である。

陳情者からの説明並びに審査会における各委員の主な意見は次のとおりである。

地方分権改革推進委員会の勧告によって事態が進んだものであり、勧告は尊重すべきではないのか。

陳情者答弁。地方分権は推進すべきと考えている。もっと議論を重ねる必要がある。

国の出先機関の廃止や地方移譲によって地方の安全安心が脅かされると思われるのはなぜなのか。

陳情者答弁。国が統一的にやる必要がある人材育成など自治体の受け入れ体制を準備する必要がある。

廃止または移譲となった場合、職員の雇用関係はどのようになると考えているか。

陳情者答弁。自治体の職員にはならないと思われる。2割程度の削減が行われるなど雇用悪化が予測され、地方分権のことを考えるとき、この陳情は難しい問題である。職員の立場を考慮に入れると迷いが生じる。

管理職ユニオンという組織についてわからない点がある。管理職ユニオンは本来であれば国の政策に携わる人たちではないのか。今回の件は直接上部へ申し立てをするなり協議を行うことが可能ではないのか。地方議会にはなじまない陳情である。これまで、日本政府は借金をふやし財政改革、構造改革、地方分権を叫んできた、これらのことはすべて地方任せにした。それが平成の大合併へと進んだ。この陳情は国策の中から生じてきた問題である。そのことからしても当委員会は慎重に判断すべきと考える。地方分権の流れはとまらないと考える。地域主権は確立され

ることが望ましいなどの意見が出された。

陳情項目の3に関して、国及び地方自治体の動きとしては平成22年6月22日に地域主権戦略大綱の閣議決定を受け、同日地方6団体は直ちに共同声明を発表し、今後の具体的な目標、工程表の策定や各分野の制度設計に当たっては国と地方の協議の場等を通じて十分な協議を重ね地方の意見提言を最大限反映されるよう強く求めている。平成22年7月28日の地域主権戦略会議、議長菅直人首相は、国の出先機関の廃止移譲に向けて地方自治体へ移す業務の仕分けについて国土交通省の地方整備局など8府省の13機関を対象とすることを決めている。

以上、地方分権改革に伴う国の出先機関の縮減廃止等について慎重に審議した結果、人材育成など地方自治体の受け入れ整備体制に課題はあるが、政府の地域主権戦略会議は8月末以降最終的な仕分けを行い地方に移す業務を年内決定するとしており、戦略大綱に沿って地域主権改革は進んでいくものと思われる。よって陳情第1号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の採択を求める陳情については採決の結果、反対が多数となり不採択とすべきものと決せられた。

以上で終わります。なお、資料として地域主権戦略大綱法制度ガイド並びに河北新報の記事を添付させていただきました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまです。

報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ちょっとだけわからない点ですね、お聞きをしたいわけではありますが、内容で、なぜ地方議会にはなじまない陳情だとかこういうふうにおっしゃっているのか。請願も陳情も同じなんではと思いますが、議会の運営委員会には請願扱いにしようと、大変重要な案件だと、こういうふうなことで陳情も請願扱いにしたわけではありますが、なぜ請願の対象となる事項ではなじまない事項だとかおっしゃられたのかお聞きをしたいわけがあります。

○議長（櫻井公一君） 7番渋谷議員。

○7番（渋谷秀夫君） まず、ただいまの質問でございますが、第1番目に国家公務員が国の政策に対して異を唱えることはいかかなものか。今回問題とされている出先機関の縮小廃止等は国の地方分権推進委員会が提案いたしまして、それを国で受けまして、地方分権推進対策としてこの政策を出しているわけがあります。これに対して国の職員である国家公務員が異を唱えるということ自体。また、もう1点は直ちに戦略会議で閣議決定した後に地方6団体が賛意をあらわす共同声明を発表していることから今回の陳情は、陳情に沿わないのではないかとということが皆様か

ら、委員から出ているわけでございます。なお、補足につきましては委員より説明をお願いします。委員の方で説明をお願いします。（「じゃあ、おれやっから」の声あり）

○議長（櫻井公一君） では補足説明ということであります。よろしいですか。では、9番尾口慶悦君。

○9番（尾口慶悦君） 請願。憲法16条に「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」。こうありまして、そして憲法を受けて請願法ができています。こういうことでもありますから請願することは何ら問題がないのではないかと。これに異議を唱えること自体問題があるのではないかと私は思うわけですが、ひとつそれをお聞きしたいわけでありまして。それから、この管理職ユニオンがどういう組織だかわからないと書いてあるわけでありまして。わからなかったらわかるように検討を、1週間くらい勉強されたらいいのではないかと。そしてこういうふうなものだから管理職ユニオンというのはこういうふうなものであらうまいというのであればうまいまいという返事を、ここのところで、審査結果で出すべきなのではないかと、こう思うわけでありまして、管理職といえども、ちょっと例が変わりますが、松島町だって町長に何ぼ言ったってわからないということで、ほかの市長に頼んで、まあそんなのではないわけでありまして、することだってあり得るわけです。だから管理職ユニオンだって、もっと上に偉い人がいて地方分権だからだめなんだとこういうふうなことを言われればこれ以上のことは組織として言えないわけである。だからわかっている人は地方議会などに訴えてやろうとしているのではないかと。

さっき、後期高齢者のやつでも緑山議員の報告であるわけでありまして、仙台市長が法律で基づく連合長になっているわけでしょう。それが本当は2004年からだめになると、これが国法になる。だからいろいろ問題があるから提起しなきゃないと言っているわけでしょう。これだって法律に基づくからなんですよ。法律に基づいてそうしているわけ。連合長がそういうふうなことを言う。そういうふうなことと、これは余り変わらないのではないかなと、こう思うわけでそれらをどう判断をされたのか。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡議員。

○17番（小幡公雄君） ただいま質問いただいている私が述べたということですが、報告書には各主な意見は以上のおりであるという中に地方議会にはなじまないという陳情であると私が発言しましたが、これについては尾口議員から言われましたように委員の皆さんから請願陳

情については何人もできるので構わないのではないかというご指摘をいただいております。私自身は国家公務員が地方議会に法的に見ても陳情、国家公務員が国策として決めていく、そういう身になりながら、その中で自分たちの任命者である者に発言することなく地方議会のするのはおかしいんじゃないかというような発言をして、ここにそういう意見としてあったというふうに提示をしていただいただけでございまして、各委員からは今尾口議員から言われたようなご指摘は私の委員会に出ておりますので、一応ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは管理職ユニオンについて。7番渋谷議員。

○7番（渋谷秀夫君） 管理職ユニオンについてでございますが、12年前に設立された管理職による労働組合であるということだけお聞きしたわけでございます。これについて補足がある委員の方の発言を求めます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。労働組合であるということでありまして、よろしいですか。では質疑ありますか。9番尾口慶悦君。

○9番（尾口慶悦君） だから、わからないから、わからないからわかるようにしなければこの結果は出てこないんじゃないですか。労働組合だって上級職、指定職はそういうものに入れなくていいということになっていると思っておりますが、それ以外の出先機関の課長とかなんとかいうのはそういう組織に入っているということになっているから国家公務員も認めているわけでしょう。そこもわからないというのが、わからないで結果を出すのはまたわからなくなるので。

それから、今言ったように小幡議員からも出たわけでありまして、なじまないというのも出た、だけれども実際に調査してみたらなじむんだということになれば、こういうふうな中で出た議論というのはこれほどどこにでも出ていくわけですよ。そのときに松島町議会こんなこと言っているのかと笑われないようにしなきゃいけないわけです。そのときに、何だか管理職ユニオンという組織についてはわからない点がある。そのわからない人が何して来たんだからわかるようにすればいいんじゃないですか。私はそういうふうなことからいくと不十分なんではないかなと。

それから、この人たち言っているように、私も行政側にいてうんと痛切に感じたことは出先機関にいても県によって権力者が強いところは国道なり河川でもどンドン仕事するわけですよ。その弱いところは弱くなっていく。ましてや地方分権で地方におりてきたら、そういうふうなものに関心の薄い首長さん、知事さんなりが出てきたら、予算というのは削られること必然なんですよ。だから、国の機関は統一したものでやっていかなければならない。憲法に基づくのをここで書いていますが、これに基づいて国を守らなければならない。その責務を持っている。地方6団

体だってそうだと思いますよ。一般的に総論では賛成。ところが各論に行って補助金も来なくなる。三位一体改革のときも一生懸命になって喜んで何したけれども出てきたのは全く変わったもので国から流れてくる金額が少なかったと、こういうふうな経過があるわけでしょう。そうしたら、そういうふうなことをみんな言っているんだから、そうした法律で決まっているんだから、こういうふうに進んでいくのだからというなら陳情も請願も要らないんじゃないですか。それをどう考えたのかですね。皆今出てくるのは大体決まったのしか出てこないんですよ。上からおりてくるのは。そのときに決まりそうだから、そっちでいいんでないかと、こういう言い方はおかしいんでないですか。皆さんどう考えて、報告書でありますからどう考えて報告書を書かれたのかお聞きをしたいわけです。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。答弁。7番渋谷議員。

○7番（渋谷秀夫君） ただいまのご指摘、真摯に受けとめてまいりたいと思っております。また、意見を報告書の中に入れるかどうか、ちょっと話し合いはしたことでございますが、意見そのものをもう少し吟味して提出すればよかったのかなと今思っているところであります。以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかに第2委員会の方質疑ありませんか。なければ質疑を受けます。9番尾口慶悦君。

○9番（尾口慶悦君） 今委員長が真摯に受けとめると言った。真摯に受けとめるということは私が言ったことがある程度こういうこともあり得るんだなと、こういうふうに受けとめたのかなと思う。そうするとこの報告書は適切でない。こういうふうを考えるわけですが、いかがなものございましょうか。

○議長（櫻井公一君） 13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 今尾口議員、話がありましたが、あくまでも当委員会に付託された陳情でありまして、その部分で当委員会がそれを受けて審査したものでありますから、それを尊重していただきたいなど、そのように思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 尊重はしたいんですよ。したいですけども、答えが返ってこないんですよ、質問したのに答えが返ってこないのに尊重しろと言われても尊重しようがないでしょう。今言ったようなのは委員長は真摯に受けとめてくれると、こういうふうに言ったわけで、陳情書ですから、審査報告したんだからあとは議会で採択するか、不採択にするかそれかいいわけです。

か。これも後藤議員言うようにわかるわけではありますが、その文書そのものがおかしいんでないかと私言っているわけ。これはどなたか何されれば議会で皆出すわけでしょう、住民なり何なりに、要求があれば出すわけでしょう。そのときにおかしくないんですかと、こう私は言っているわけ。あとは採決すれば今おっしゃられたようなことでいいわけではありますが、どうなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 我々はやはり託された方として、我々が持っている能力を使って大変な努力した結果こういう報告書をつくったわけ。あくまでも付託された。みずから進んで審査をしているわけでありませので、付託されたから自分たちの能力の中で一生懸命審査をしたということでもあります。だから、できるだけ知らないことを調べる、審査した結果の報告書であります。ですから、法律に基づいて請願陳情を出したので、それに基づいてきちっと審査をし報告書を出したものであります。あとはこの本議会でそれを正当とするか否とするか判断していただく、そんなふうに思います。以上であります。

○議長（櫻井公一君） 13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 尾口議員には誤解があるかもしれませんが、先ほど地方議会になじまない陳情云々とか、ユニオンの話がありますが、これはあくまで過程を述べているものであってやはり最後の部分が結論でありますので、その辺をお含みおきをいたします。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私もわかるんですよ。なじまないとかなんとかという過程でした。ところがそういうふうなものが根底にあるから、採択に付すべきものになったのではないかというふうなことになってきますと、こういうふうなものが原点にあって、一生懸命そこまで行かなければならない。菅野議員おっしゃることもわかるんですよ。報告書が出たんだから、あとは議会で採択にするか不採択か。これしかないわけです。ところが。ただ、いいです、そこまで。先にいいわけですが、質疑があるから審議をしたんですよ、私はさらに言うとおりと、こういうふうな答えもあったと、こういうふうなことも皆さんおわかりをいただいて皆さん採択に臨んでいただきたい、こういうふう思うわけであります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 答えられなかったという部分は、どんなところだったんでしょうね。それぞれの考え方として審査の中で意見はありましたけれども、最終的にはこのような形でまとまっ

たって。意見はいろいろありましたけれども、間違っただ意見もあったかもしれませんが、そぐわない意見もあったかもしれませんが、最終的にはこういう形の報告書になったと理解していただく方法しかありません。

○議長（櫻井公一君） 質疑は出尽くしたと思いますが、その他について何かございますか。質疑なければ質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。委員長報告は採択とすべきものでありますので、初めに原案に賛成の方の発言を許します。討論参加ございますか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 陳情「安全・安心な国民生活の実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の採択を求める陳情について、陳情の採択に賛成の立場から討論に参加をさせていただきたいと思っております。

陳情の趣旨については先ほど委員長の報告の中におりましたとおりでございます。さらにこの陳情の項目といたしまして、一つは地方分権地方主権については拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出す。

二つに防災、生活、環境保全、維持環境公共事業の予算の確保と拡充を図ること。

三つに現在直轄で整備管理している道路河川行政は国の責任を明確にし、安易な地方整備局事務所出張所の廃止や地方移譲を行わないこと、これらを求めている内容の陳情でございます。

そもそも地方整備局の廃止などを含みます中央省庁等の改革を進めることになった大きな歴史的な経過とございますか、それについて若干お話をいたしますと、1980年代のアメリカから強い要求に基づきまして数百兆円以上の公共投資を拡大をいたしました。その後バブル崩壊後も不況対策と行った結果、1996年度には国債発行残高が440兆円を超すという深刻な国の財政危機を招いてしまった。こうした財政危機を理由に当時の橋本内閣が中央省庁等改革法を制定しまして、官から民へ中央から地方へ規制緩和など構造改革を進めてまいりました。そしてこの橋本内閣に続きまして小泉改革におきましても構造改革が引き続き行われて、この内閣では社会保障費などを中心に歳出抑制が徹底して実施をされました。その結果どうなったかといいますと皆さんも御存じのとおり、いろいろなところで格差が拡大をしてしまったのであります。またこの間、国の主導で平成の大合併なども行われました。自治体のリストラが強力に進められて、1995年に

は3,234自治体ありましたが、今年の3月末では1,727自治体へと自治体の数がほぼ半減をするという状態になっております。しかし、こうした平成の大合併が本当に成功したのかということを見ますと、ほとんどよかったという声が聞こえてこない、これが実情であるというふうに私は思っております。

この間、財政危機という言葉に私たちだまされた思いの中にいろんな痛みを押しつけられてまいりました。こうした構造改革で国の借金である国債残高減ったのかといいますと、現在では1996年当時の倍の880兆円にもなっている、こういう状態であります。1995年ですか1996年ですか、中央省庁改革法、あるいはこの間進められてきた分権改革推進委員会での勧告などもありましてこうしたさまざまな構造改革進められてきてまいりました。分権改革推進委員会の勧告、特にこの地方整備局を含む直轄事業制度の改革ということにつきましては、新たに政権党になりました民主党におきましても地域主権戦略会議ということで基本的にはそれまでの勧告を引き継いでいくという方向が打ち出されているわけでありまして。果たしてこの勧告等に基づいて進められてきたさまざまな施策が本当に国民、住民のための施策になってきたんだろうか、私は強く疑問を持つものであります。その点で、陳情内容にございます拙速に結論を出すことを避けてメリット、デメリットなどの情報を事前に開示をし、十分な時間を確保して議論をすること、私たちの生活に直接的にかかわる防災、生活環境保全などの公共事業予算の確保と拡充を図ることなどはまさしく地域の立場として国に意見を上げていく、そういう内容であるというふうに思います。全国格差のないサービスを提供する、という点で考えれば、この体制を考えれば一律の整備局等の廃止は当然すべきものではないと考えるものでございます。

先ほど尾口議員の質疑の中にもございましたけれども、この勧告やら何やらが出たということで、それでもってしてもう既に国に意見を上げることはしなくてもいいとなるとならないのは当然でございます。私はやはり国民の暮らしを守るという立場に立って、真剣にこうした問題を考えるならば今回の陳情、こうした意見を国に率直に地方からの意見として国に上げるべきだとこのように考えるものでございます。この陳情第1号の採択することに賛成をするものでございます。以上、賛成の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 次に原案に反対の方の発言を許します。討論参加ございますか。賛成者の討論を求めます。それではまず、賛成反対賛成と行くんですが、よろしいですか、ちょっとお待ちください。反対の討論ございますか。原案に反対の方の発言。13番後藤良郎議員。手を挙げて挙手した方、後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 13番後藤でございます。

陳情第1号「安全・安心な国民生活の実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の採択を求める陳情について、反対の立場から討論に参加をいたします。

地方分権推進委員会は平成19年11月11日及び平成20年5月28日にそれぞれ公表した中間的な取りまとめ及び第1次勧告において、地方の多様な価値観や地域の個性に根差した豊かさを実現する住民本位の分権型社会への抜本的な転換を図り、地方自治体を地方政府と呼ぶにふさわしい存在にまで高めることを地方分権改革の究極の目標として掲げております。そして、これを実現するためには分権型社会に整合的な地方税財政構造の構築が不可欠であるとの認識を明らかにするとともに国と地方の財政関係、地域間財政力格差の是正、財政危機のそれぞれの観点から地方税財源の充実確保や地方交付税及び国庫補助負担金の制度改革、さらには地方債制度の見直し等の今後の制度における基本的な視点等を示しております。分権型社会にふさわしい地方政府を確立するためには地方自治体の自由度を格段に高めるためとともに、成熟社会の地方政府に期待される広範な役割を十分に担うに足りる自治財政権を確立するため歳入自治権と歳出自治権を確立することが不可欠であります。そのため国と地方との役割分担の徹底した見直しを行うとともに、地方の担うべき事務と責任とに見合った地方税財政の確保等を実現する観点に立ち、国税から地方税への税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税それに地方債を一体的に検討し、分権的社会に整合的な地方税財政制度を再構築すべきであります。

第4次勧告にある直轄事業負担金は歳出面に係る制度ではあるものの、地方財政に与える影響が大きく、また分権型社会における国と地方の関係のあり方や同委員会の類似の勧告で示された国直轄事業のあり方に密接に関係するものであります。具体的には次のとおりであります。

①国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものに限定し直轄事業そのものを縮減することにより、負担金による地方の財政負担を縮小させるとともに関係する国の出先機関を縮減廃止を行うべきである。

②関係市町において負担金の経費内訳とその積算根拠の地方自治体への情報開示を徹底するとともに、直轄事業の実施変更に当たり、事業内容や事業を含め地方自治体と事前に協議する仕組みを設けるなど直ちに改善に向けた取り組みを行うべきである。

③維持管理費に係る負担金は廃止する一方、整備費に係る負担金については国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものに限定することを前提に、直轄事業における地方の自立と

負担の観点に及び節度ある直轄事業の採択、実施の観点も考慮し検討を行い改革を進めるべきである。また、こうした見直しに当たっては国と地方が対等の立場に立ち、そして定期的に協議を行うべきと、基本的な考え方が示されております。現政権は政府のすべての予算や事務事業を検討し、税金のむだ遣いを徹底して排除するとともに、長く大きな視野に立った財政再建の道筋の検討に向け税金の使い道とそして予算編成のあり方、財政のあり方を根本から見直し、硬直化した財政構造を転換する方針を打ち出しております。

その上で陳情項目の3について、国及び地方自治体は平成22年6月22日、地域主権戦略大綱の閣議決定を受け同日地方6団体は共同声明を発表し、今後の具体的な目標工程表等の策定や各分野の制度設計に当たっては国と地方の協議の場等を通じて十分な協議を重ね、そして地方の意見、提言を最大限反映されるよう強く求めています。平成22年7月28日の地域主権戦略会議議長菅 直人首相は国の出先機関の廃止縮小に向け、地方自治体へ移す業務を選別する仕分けについて国土交通省の地方整備局など8府省13機関を対象とすることを決めております。そして、政府の地域主権戦略会議は8月以降、最終的な仕分けを行い地方に移す業務を年内に決定するとしており、戦略大綱に沿って地域主権改革は進んでいくものと考えます。

以上申し上げ、今陳情に反対し、委員長報告に対する賛成の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 理屈はわかるんですけども、理屈どおり行っていないのが現状の政府のやり方に尽きると思います。現状の宮城県の道路行政初め公安、防災関係、すべてにおいて立ちおくれをしている宮城県において、こういった陳情を不採択に持って行って本当にいいのかというところであります。

各首長さん方、いろんな努力をされているとは思いますが、松島町にとって、国道45号線のああいいう状態、どう考えているんでしょうね、首長さん方。この45号線一つとっても観光地松島の真ん中を走るあの国道が何十年と変わらぬ、本当に安全といえる国道でしょうか。ああいいう国道を走らせてて首長たちが何もしない現状を私はいま見て、本当に心配でなりません。その他、いろんな道路行政についてもやはりそういった地方の窓口があればこそいろんな面で進むと思いますし、今現実この問題を不採択、この陳情を不採択にして本当にいいのか、私は危惧するところでもあります。ですから、今の民主党政権、混迷を来しております。どうなるかわからない政権の中で、今時期拙速にこういった陳情を不採択にしているものか私は考えます。もっと、身の回りを見回して国にやっていただかなければならない事業たくさんあるわけですよ、この松島

をとっても。そういったものを考えたときに、どうすべきかを議会としても考えながらこの問題に取り組んでいってほしいなと思います。そういったことを申し上げてこの陳情については賛成の立場を申し上げさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしの声あり。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。

陳情に対する委員長報告は、不採択とすべきものでありますが、原案を賛成することに賛成の方の起立を求めます。原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立少数であります。よって陳情第1号「安全・安心な国民生活の実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の採択を求める陳情については不採択とすることに決定されました。

ここで休憩を取りたいと思います。再開を11時30分といたします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

日程第5 議案第46号 松島町都市公園条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

議案第46号松島町都市公園条例の一部改正について（朗読説明）を議題といたします。議案の朗読、提案理由の説明を求めます。

議案の朗読、企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 議案第46号

松島町都市公園条例の一部改正について

松島町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第46号松島町都市公園条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

現在運動公園は、温水プール、多目的広場、野球場などからなる、総合運動場となっております。この公園は、住民の方々が集まり互いに交友を深めつつ、子供からお年寄りまで幅広い年齢層に有効に利用していただける健康増進施設をして位置づけされ、町民一人一人の生活向上の場としてさまざまなスポーツを通して、「明るく元気な松島」を支えています。

また、本町としては、昨年度スポーツ振興基本計画を策定し、基本目標として「する、みる、ささえる」のスポーツ振興を推進しながら、1、子供の体力向上とスポーツ意識の高揚、2、高齢者・障害者の健康寿命の延伸、3、松島町からのスポーツの発信を今後の重点施策として掲げ、スポーツ振興のための各種施策を総合的かつ積極的に実施しています。

今後多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、地方自治法第244条の2第3項の指定管理者制度を導入し、幅広い町民の元気をはぐくむスポーツ振興の具現化に当たり、民間事業者の手法を活用することにより、事業者にとって多種多様なサービスメニューを受けることができるように条例の一部改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） それでは、松島町都市公園条例の一部を改正する条例の内容を説明させていただきます。資料新旧対照表をごらん願います。

第2表公園の管理の中、第2条の前に新たに第1条の2、第1条の3、第1条の4、第1条の5の四つの条項を加えております。第1条の2につきましては、指定管理者による管理に関するもので、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者による管理をおき、同法同条第4項の規定に基づき、第1条の3では指定管理者が行う業務の範囲、第1条の4では管理の基準を示しております。さらに、第1条の5につきましては、同法同条第8項及び第9項の規定に基づきまして、利用料金について条項を加えたものでございます。次に、第2条行為の制限第1項3号についてでございますが、新しく事業を起こす意味の興行から、観客を集め料金を取っての催しの意味の興行に改めるものであります。

次に、第6条供用日、供用時間についてであります。これまで施設ごとの詳細は規則にゆだねておりましたが、地方自治法第244条の2第4項に規定するその他必要な事項に基づきまして、

今まで規則で定めていた別表第3を条例により供用日、供用時間を示すこととしたものです。

第7条は、今回の第1条の3の中で有料公園施設の定義をしているための一部文言の削除でございます。

次に、別表第2であります。テニスコート学生等料金200円を追加し、自主事業による月額料金を創設しております。なお、自主事業ということでございますが、施設の効用を高めるため指定管理者みずからの創意工夫により企画実施される事業を言います。先進事例を見ますと、フルタイム、デイトタイム、ウイークエンド、ナイトタイムといった利用を月決め料金で負担してもらい、各種教室には自由参加が可能といったシステムであります。このシステムを採用して収益を上げている成功事例を持った施設が近年多くなってきております。こうしたことから指定管理者がこうした事業に取り組めることを目的としたものでございます。なお、指定管理者につきましては温水プールとそれ以外の施設を分けて進めてまいりたいと考えております。以上で内容の説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第6 議案第47号 松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第47号松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（朗読説明）を議題といたします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第47号

松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第47号松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成22年8月に宮城県市町村職員退職手当組合退職手当条例が一

部改正、10月1日から施行されることになり、退職手当について新たな支給制限及び返納等の制度が設けられたことから、本町企業職員についてもこれに合わせて条例の改正を行うものであります。

なお、宮城県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部改正につきましては、平成21年4月1日から施行された、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律に準じて改正されたものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第7 議案第48号 平成22年度松島町一般会計補正予算(第2号)について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第48号平成22年度松島町一般会計補正予算（第2号）について（朗読説明）を議題とします。

議案朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第48号

平成22年度松島町一般会計補正予算（第2号）

平成22年度松島町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条。歳入歳出予算の総額歳入歳出それぞれ3億1,958万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ56億2,614万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第48号平成22年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成21年度決算に伴う繰越金及び地上デジタル放送難視聴対策費等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして6ページをお開き願います。

2款総務費1項16目地上デジタル放送難視聴対策費につきましては、平成23年7月24日からの地上デジタル放送化への完全以降に伴い、本町で実施する難視聴地区の解消を図る対策経費を補正するものであります。

なお、放送事業者が実施する松島高城中継局の整備につきましては、7月中旬に国の補助採択がなされ、早期開局に向け、工事の準備等を進めている状況であります。また、住民が実施する高性能アンテナ対策につきましても、7月下旬から、国主催による関係地区の説明会を開催し、住民の方々のご理解を得ながら、諸手続を開始している地区もある状況でございます。

3款民生費2項2目児童措置費の償還金及び利子割引料につきましては、平成21年度事業費の確定に伴う国への返還金であります。

8款土木費6項2目木造住宅等震災対策事業費につきましては、耐震改修工事助成において、地震の際に危険度が高い地域の住宅の耐震化を重点的に促進するため、今年度、宮城県が当該地域の住宅の耐震改修に対し、助成を上乘せする特定地域木造住宅耐震改修助成事業を実施するため、補正するものであります。

歳入について3ページをお開き願います。

10款地方特例交付金及び11款地方交付税は、本年度の交付額の確定によるものであります。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明いたしました地上デジタル放送化への完全以降に伴う難視聴地区の解消を図る対策経費に対する補助金を補正するものであります。

4ページをお開き願います。

16款県支出金2項7目土木費県補助金につきましては、歳出でご説明いたしました特定地域木造住宅耐震改修助成事業に対する補助金を補正するものであります。

19款1項特別会計繰入金につきましては、平成21年度決算等に伴う繰越金について財源を精査し、各種特別会計から繰り入れするものであります。

20款繰越金につきましては、平成21年度決算に伴い補正するものであります。

21款諸収入5項2目雑入の日本放送協会助成金につきましても、歳出でご説明いたしました地上デジタル放送化への完全以降に伴う難視聴地区の解消を図る対策経費によるものであります。

なお、日本放送協会助成金は国において、難視聴区域に指定された区域の世帯で日本放送協会と受信契約を結んでいる世帯を対象に松島町に助成されるものでありまして、1世帯当たり2万

8,000円の助成となっております。

22款町債1項5目臨時財政対策債は本年度普通交付税の算定結果に基づき減額するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金及び減債基金へ積み立てするものであります。

なお、資料につきましては後ほど担当課長から説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） それでは説明を求めます。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） それでは、私から地上デジタル放送難視聴対策事業について資料に基づき説明をさせていただきたいと思っております。

平成22年6月11日、議会全員協議会で高城磯崎地区の難視聴地区エリアをカバーする放送事業者による中継局の設置及び松島海岸地区、初原地区の難視聴エリアをカバーするための町が事業主体となるギャップフィラー対策を説明させていただきました。その後、総務省の東北総合通信局並びにNHKを初めとした放送事業者により難視聴世帯の特定に向けた精査と中継局及びギャップフィラーの建設位置を決めるための調査並びに詳細設計を進めてきていただいたところですが、その作業がほぼ終了し、補助金につきましても内定が確認されましたことが8月13日に総務省から町に示されましたことから今回補正するものでございます。

それでは、事業の概要ですが、図面をごらんいただきたいと思います。ギャップフィラーの位置ですけれども、No.1からNo.7の位置に7基、受信施設は4基となります。内訳でございますが、松島海岸地区にギャップフィラーが5基、受信施設が3基、初原反町地区にギャップフィラーが2基、受信施設が1基という内容です。ギャップフィラーの受信についてですが、6月11日の全員協議会で説明した際、ギャップフィラーの受信点は仙台からの電波を想定しており、仙台と同チャンネルで観光客等のワンセグ利用者の利便性を図りたいとしておりましたが、その後の調査で松島海岸エリア内では安定した受信点が見つからなかったために、やむを得ずニノヤ地区に建設されます松島高城中継局からの電波で対応することの変更となっております。

緑囲いの部分ですけれども、ここは松島高城中継局のカバーエリアです。あとは凡例に示しておりますとおり、赤、ピンクがギャップフィラーのカバーエリアです。そのほかに送信予定点を記載しておりますのがギャップフィラーの設置予定地でありまして、さらにその下の送信予定点と記載しておりますのがギャップフィラーの設置予定地でありまして、さらに受信点位置及び受信点からギャップフィラーまでの光ケーブルのルートを図上に示しております。

次のページでございます。

受信点左側の図です。ここから電柱共架した光ケーブルを通じて右側の送信点ギャップファイラーまでの施工イメージ図でございます。

次のページでございます。

参考写真をつけさせていただいております。左上の写真がギャップファイラー設備の設置事例であります。高さは10メートルから12メートルとなります。右上の写真はギャップファイラー設備の先端部の送信アンテナでさらに一番下の写真がそれを拡大したものでございます。右側中段の写真が受信点アンテナとなります。今後のスケジュールでございますが、9月上旬に補助採択の正式内示を総務省よりいただくことになっております。9月下旬に補助金の交付申請、10月下旬補助金の交付決定11月から3月までの工事という予定でございます。資料の説明は以上となりますが、よろしくお願いたします。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案第49号 平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第49号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）を議題といたします。

議案朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第49号

平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成22年度松島町国民健康保険補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,358万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第49号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に

ついて提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成21年度決算に伴う一般会計繰出し金及び療養給付費等負担金、普通調整交付金、療養給付費等交付金、老人保健拠出金精算金の確定並びに後期高齢者支援金の今年度納付額の確定により補正するものであります。

なお、老人保健医療費拠出金につきましては、平成20年度に制度が終了したものであります。2年後に清算となることから、老人保健拠出金が確定し減額するものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案第50号 平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算（第1号）
について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第50号平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題といたします。

議案朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第50号

平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成22年度松島町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ億万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第50号平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成21年度決算に伴う繰越金及び平成21年度老人保健医療給付費

の実績に伴う支払基金・国・県への返還金について補正し、一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第51号 平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第51号平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について朗読説明を議題といたします。

議案朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第51号

平成22年度松島町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第1号）

平成22年度松島町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ336万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,029万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第51号平成22年度松島町後期高齢者医療制度特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては平成21年度決算に伴う繰越金を補正し、一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第52号 平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第52号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）を議題といたします。

議案朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第52号

平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,339万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億347万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第52号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成21年度決算に伴う一般会計繰出金及び平成21年度事業費の実績による支払基金への返還金並びに介護給付費交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の確定等に伴い補正するものであります。

なお、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、既存の認知症共同生活介護施設（グループホーム桜の家）に対し、スプリンクラー設備整備費を支援するものであり、かねて国に交付金の申請書を提出しておりましたが、このたび内示を受けたものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金へ積み立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第53号 平成22年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算

(第1号) について (朗読説明)

○議長 (櫻井公一君) 日程第12、議案第53号平成22年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算 (第1号) について (朗読説明) を議題といたします。

議案朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長 (高平功悦君) 議案第53号

平成22年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算 (第1号)

平成22年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算 (第1号) は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ467万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋健男

○議長 (櫻井公一君) 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (大橋健男君) 議案第53号平成22年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては平成21年度決算に伴う繰越金を介護保険特別会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (櫻井公一君) 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第54号 平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第2号)
について (朗読説明)

○議長 (櫻井公一君) 日程第13、議案第54号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第2号) について (朗読説明) を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長 (高平功悦君) 議案第54号

平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第2号)

平成22年度松島町の観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,457万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第54号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては平成21年度決算に伴う繰越金等を補正し、財源を精査し財政調整基金へ積み立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

ここで審議中ではありますが、12時になってまいりましたので、昼食休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。再開を1時といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第14 議案第55号 平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
（第1号）（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第55号平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題といたします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第55号

平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）

議案第55号平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ529万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第55号平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては松島区及び高城区の前年度繰越金並びに松島区有地の売払収入について補正し、それぞれの区有財産へ積み立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

なお、きょう資料としましてこれを配付しておきましたので、皆様の机の上に図面を配付しておりましたのでよろしくお願いを申し上げます。

日程第15 議案第56号 平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） それでは、日程第15、議案第56号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第56号

平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第56号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出1,876万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,219万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第56号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては平成21年度決算に伴う繰越金を補正し、一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。日程第16、議案第57号から日程第25、議案第66号までは平成21年度各種会計決算認定に関する議案であり、関連がございますので、一括して議案の朗読、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第16 議案第57号 平成21年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
(朗読説明)

日程第17 議案第58号 平成21年度松島町国民健康保険歳入歳出決算認定について
(朗読説明)

日程第18 議案第59号 平成21年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
(朗読説明)

日程第19 議案第60号 平成21年度松島町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について
(朗読説明)

日程第20 議案第61号 平成21年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(朗読説明)

日程第 2 1 議案第 6 2 号 平成 2 1 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）

日程第 2 2 議案第 6 3 号 平成 2 1 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）

日程第 2 3 議案第 6 4 号 平成 2 1 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）

日程第 2 4 議案第 6 5 号 平成 2 1 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（朗読説明）

日程第 2 5 議案第 6 6 号 平成 2 1 年度松島町水道事業会計決算認定について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） お諮りします。日程第16、議案第57号から日程第25、議案第66号までは平成21年度各種会計決算認定に関する議案であり、関連がございますので、一括して議案の朗読、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第57号から日程第25、議案第66号までを一括議題とします。

議案の朗読を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第 5 7 号

平成21年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度松島町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 3 日 提出

松島町長 大 橋 健 男

議案第 5 8 号

平成21年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 3 日 提出

松島町長 大 橋 健 男

議案第59号

平成21年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第60号

平成21年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第61号

平成21年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第62号

平成21年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第63号

平成21年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第64号

平成21年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第65号

平成21年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

議案第66号

平成21年度松島町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成21年度松島町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読が終わりました。

それでは続いて、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 平成21年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算を上程しましたので、よろしく審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

平成21年度は世界的な金融危機、世界同時不況という環境のもとで我が国の経済状況は持ち直しの動きが見られるようにはなつたものの、その水準はまだなお極めて低く、地方財政においても依然として厳しい状況が続いております。

こうした情勢の中での予算執行となりましたが、議員各位からのご助言、ご協力によりまして平成21年度の予算に計上いたしました各種事業、施策を的確に実施できましたことに御礼を申し上げる次第でございます。また、各種会計の決算審査につきまして清野、菅野両監査委員に詳細

な審査をしていただきましたことに対し、感謝申し上げるものであります。両委員からご指摘を受けました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいり所存でございます。

さて、決算書並びに関係資料につきましては既にお手元に配付させていただいておりますので、詳細は省かせていただきまして決算の概要をご説明申し上げます。

まず初めに、平成21年度一般会計の決算につきましては、歳入総額59億1,622万1,000円に対し歳出総額57億1,967万3,000円となり、歳入歳出差引額1億9,654万8,000円をもって決算しております。

歳入歳出総額から繰越明許費繰越額495万9,000円を差し引き、1億9,158万9,000円が実質収支額となっております。

この実質収支額のうち、1億5,000万円を地方自治法の規定により基金繰り入れをするものであります。

平成21年度予算に対する歳入の収入率は99.74%、歳出の執行率は96.43%となっております。

町税につきましては、前年度比に比し、調定額で2億794万円、収入済額で2億1,721万円それぞれ減額となり、徴収率は1.32ポイントの減となりました。

それでは、歳出の主な事務事業につきましてご説明申し上げます。

議会費につきましては、議会の運営・活動に要した経費であります。

なお、松島町議会基本条例に基づき、議会報告会を開催し、議員が地域に出向き、直接町民に対して議会活動の状況を町民に報告・説明し、町政に関する情報を提供するとともに、議会活動に対する批判や意見、町政に対する提言などを聞くことができました。

総務費につきましては、職員の資質や政策能力を高めるための研修や福利厚生事業を実施しております。

広報広聴費につきましては、広報紙などで町政や町の動きをお知らせするとともに、地域に密着した情報の提供に心がけてまいりました。また、定例の行政相談所を設け、住民の日常生活での苦情や困り事について相談を受けております。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。

企画費につきましては、景観計画策定に向け、景観計画検討委員会を設置して、検討を進めるとともに、各地区での説明会の開催や住民アンケート等の基礎調査を実施しました。

また、平成22年度に長期総合計画第2次基本計画の終期を迎えることから、平成23年度を初年

度とする第3次基本計画の策定に向け、住民アンケートなどの基礎調査を実施したところであります。

交通安全費につきましては、カーブミラーの新設、補修正並びにガードレール、区画線、路面表示等の補修、新設工事を施工し、安全・安心なまちづくりを推進しました。

また、幼児・児童・高齢者を交通事故から守るため、交通安全指導員による定期的な街頭指導や交通安全・自転車教室等をそれぞれ実施。さらに、飲酒運転撲滅運動・リーフレットを飲食店、ホテル等に配布し飲酒運転根絶運動等、啓発運動を展開し、住民一人一人に命の大切さを呼びかけてまいりました。

諸費につきましては、行政区長等の移動研修会を開催し、八戸市の景観行政団体としての取り組みについて研修を行いました。

また、緊急雇用創出事業を活用し、住民生活の安全を守るために欠かすことのできない防犯灯など、1,789カ所の防犯施設並びにカーブミラーや消防水利施設等の管理資料作成に伴う住環境整備事業を実施し、町民の多様化するニーズにいち早く対応すべく取り組みました。

町民バス運行費につきましては、町民バス業務とあわせて第二小学校及び第二幼稚園送迎便の運行を継続し、交通空白地帯における住民の足の確保、児童等の通学の足の確保に努めてまいりました。

施設管理費につきましては、集会施設の維持修繕業務9件並びに近い将来発生が予想されている宮城県沖地震に備えるべく、上幡谷生活センター、上竹谷生活センターの耐震補強工事を実施しております。

また、本郷区集会施設建設の実施設計業務を実施完了しております。

定額給付金給付事業費につきましては、平成21年10月26日の振り込みをもって、定額給付金の給付を完了しております。

戸籍住民基本台帳につきましては、町民の利便性向上を図るため、引き続き週の初日の窓口延長を実施し、諸証明の交付事務を実施いたしました。

また、虚偽の届け出防止や住民票の写し等の請求等において、本人確認が定められたことによる諸証明交付等を適正に実施いたしました。

さらに平成22年7月からの戸籍の電算化に向けて、当町で管理するすべての戸籍・除籍等についてデータの作成を実施いたしました。

選挙費につきましては、8月は任期満了による衆議院議員総選挙、10月には任期満了による宮

城県知事選挙、11月には任期満了に伴う松島町議会議員選挙が行われました。

指定統計費につきましては、経済センサス基礎調査、工業統計調査、世界農林業センサス、国勢調査調査区設定を実施しました。

民生費の社会福祉費につきましては、地域社会への福祉向上を図るため、福祉団体等に対する支援を実施したほか、高齢者や障害者への外出支援としての福祉タクシー利用助成事業を実施し、障害者や低所得者世帯への負担軽減を行いました。

また、人権侵害への関心を高めるため、町内の保育所入所児や小中学生、保護者の方々を対象に人権擁護啓発事業を実施し、身近で発生しているさまざまな人権侵害への対応について啓発を図りました。

障害福祉費につきましては、障害者自立支援法に基づき、自立支援給付、自立支援医療、補装具支給、日常生活用具給付などの地域生活支援事業を実施し、障害者やその家族に対して生活に密着した支援を図りました。

老人福祉費につきましては、高齢化社会の実情を踏まえ、介護予防と在宅福祉サービスに重点を置き、元気で生きがいを持って安心した生活を営んでいただけるような事業を行い、在宅福祉に努めました。

児童福祉費につきましては、家庭生活における経済的安定を図るため、3歳未満児への児童手当を月額1万円支給しているほか、平成21年12月の閣議決定に基づき、子ども手当の支給が決定したことから、支給に要するシステム改修等の準備事務を実施いたしました。

保育事業につきましては、保育に欠ける子供の健全な発達を図ることを目的に通常保育のほか、延長保育や障害児保育を実施し、良好な保育環境整備の一環として、地上デジタルテレビ等を各所に導入しました。

また、新型インフルエンザの発生に伴い、入所児への蔓延を防ぐ手段として、手洗い・うがいの励行のほか、保護者への正しい情報の提供や保育室等の消毒、マスクの着用などインフルエンザの拡大防止に努めました。

乳幼児医療費助成事業につきましては、乳幼児の医療機会の確保を目的として外来における対象年齢を6歳到達年度まで拡大し、乳幼児のいる家庭への経済的な安定に努めました。

子育て支援事業につきましては、安心して楽しく主体的な子育てができるよう、各種相談や仲間づくり支援を実施し、児童虐待や障害児支援に積極的に取り組みました。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての子育て家庭を対象として今後進めていく

子育て支援施策の方向性や目標を定めた松島町次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定しました。

子育て応援特別手当給付事業につきましては、平成20年10月に決定された生活対策の一環として実施した事業であり、多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、第2子以降の子供に対して1人当たり3万6,000円を支給し、本町では156人の子供に対して支給が完了しており、多子世帯の経済的な負担軽減が図れました。

保健衛生総務費につきましては、保健・医療・福祉の連携を図りながら妊娠期から老年期までの各ライフサイクルに合わせた健康プランの推進に努め、町民の健康づくりを支援いたしました。

予防費につきましては、新型インフルエンザワクチン接種において、優先接種及びその他対象者で低所得者等への経済的負担軽減を図りました。

環境衛生費につきましては、それぞれ地域ごとに実施された清掃活動等で収集したごみの回収、処理並びに環境美化推進員の方々のご協力のもと町内での不法投棄等に関して早期発見のためのパトロール活動を実施いたしました。

塵芥処理費につきましては、町内193カ所に設置している生活系ごみ集積所について、環境美化に基づき集積所の清掃指導を実施するとともに、公衆衛生組合連合会と連携を図りごみ処理施設見学会を実施し、分別搬出の意識高揚に努め、ごみ減量の抑制を呼びかけました。

労働費につきましては、勤労青少年ホーム図書室、ITルームの活用促進に努めました。

シルバー人材センターにつきましても、地域に定着した団体として高齢者の就業機会の確保や生きがいづくりを支援いたしました。

農業振興費につきましては、水田農業構造改革対策による松島町地域水田農業ビジョンに基づき産地づくり対策事業を推進し、県営圃場整備事業実施地区を主とした担い手組織による大豆、ソバの集団転作を7地区で実施し、95.7ヘクタールが実施されました。

また、生産調整については、280.9ヘクタールが実施され、実施率は102.5%で円滑な生産調整ができました。

平成19年度から開始された経営所得安定対策への加入は水稻が17戸で124ヘクタール、大豆で10戸の77ヘクタールの加入が各生産組織・法人・個人でなされました。

さらに、地産地消の推進については、松島町地産地消実行委員会による年5回の「まつの市」11月の「産業まつり」が開催され、安心、安全な地場産の農林水産物の提供と生産者と消費者の

交流が図られました。

また、7月の日本三景の日への参加、11月の大漁カキまつり等への参加で観光産業との連携もなされました。

農村整備事業におきましては、圃場整備事業の松島町東部地区において排水路工、暗渠排水工、集落道路の用地買収を実施し、土手外地区は暗渠排水工を23.1ヘクタール、下志田地区は45.9ヘクタールの区画整理工が実施されました。

また、幡谷地区湛水防除事業及び品井沼地区基幹水利施設補修事業におきましては、排水機場の附帯工が実施され、事業が完了しております。

また、銭神地区かんがい排水事業及び高城川地区用水機場補修事業につきまして、平成22年度新規事業採択に向け計画書策定を行いました。

林業振興費につきましては、長松園等の維持管理の実施と特別名勝松島の松林の景観保持のため、空中散布97.57ヘクタール、地上散布65.12ヘクタール、樹幹注入696本、伐倒駆除事業も宮城県及び近隣3市3町の連携にもとに実施し、松くい虫被害拡大の防止に努めました。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業で産業間連携商品開発業務を宮城中央森林組合に業務委託し、新たに4人の雇用が図られました。

水産業振興費につきましては、松島湾でのアサリ・カキの養殖事業への支援を行いました。

漁港整備事業につきましては、磯崎漁港人工島の臨港道路工、航路しゅんせつ等が実施され順次整備されております。

また、維持補修として陸閘補修工を実施しております。

商工業振興費につきましては、商工会が行う経営強化対策の支援、中小企業振興資金融資に係る保証料補給により、経営安定のための支援や消費相談の対応に努めました。

また、松島町プレミアム商品券発行事業により町内商工業者による地域経済の活性化を図りました。

観光費につきましては、観光協会を中心としたイベントの充実、さらにはこれらの広報宣伝に努め、特に10月から12月に開催した仙台宮城観光キャンペーンでは紅葉ライトアップを初めとしたイベント開催により、多くの観光客を迎えることができました。

また、おもてなしづくりや地産地消による食の提供など産業界の連携による観光基盤強化体制づくりの推進に努めました。

ふるさと雇用再生事業では、観光協会へ松島町外国語ツール作成業務及び伊達文化魅力再発見

業務を委託し、新たに3人を雇用し、観光案内とともに観光ルートの企画や周遊マップづくりなどを実施いたしました。

外国語併記案内看板整備事業では、国内外の観光客に対応した多言語やユニバーサルデザインの考え方を取り入れた案内板を設置いたしました。

また、三十川駐車場防護柵撤去・設置工事、国際交流村環境整備工事及び双観山周辺環境整備工事を実施し、松島海岸周辺の環境整備を図りました。

土木費につきましては、舗装補修並びに側溝補修等、道路の維持業務として39カ所の維持補修業務を実施しております。また、前年度からの繰り越し分も合わせ町道新田町・歌ノ入線側溝改良工事を含む18件の工事を実施しております。

道路新設改良費につきましては、狹隘道路整備事業による交差点隅切り1カ所、道路拡幅1カ所を実施しております。また、砂利道の舗装工事を1カ所実施しております。

住宅管理費につきましては、高城町営住宅及び集会場の消火器40本の更新を実施しております。

木造住宅等震災対策事業につきましては、一般木造住宅に係る耐震診断助成事業及び耐震改修工事助成事業をそれぞれ実施しております。

消防費につきましては、町民総合防災訓練において近い将来予想される宮城県沖地震などの大規模災害に備えるため、情報収集並びに伝達機能の強化を図ることを目的にデジタル式防災行政無線を活用した災害対策本部図上訓練を実施し、地域並びに町職員の意識の高揚を図りました。

また、町内に設置されている各消防団の施設整備として第5分団消防車庫の新設工事を実施し、消防力の安定強化と水防施設の見直しをあわせて実施しております。

消防団車両の更新につきましては、第2分団の消防ポンプ自動車を購入し、防火対策の強化に努めております。

消防団車両の更新につきましては、第2分団の消防ポンプ自動車を購入し、防火対策の強化に努めております。

教育費につきましては、平成21年度松島町教育基本方針に基づき、優しくたくましい児童生徒の育成・学校安全管理の推進並びに防災に関する学習指導の推進を図りました。

また、教育施設の保全及び学校教育環境の整備に努め、第一幼稚園の耐震化工事、第一小学校体育館建設に向けた実施設計業務、第二小学校校庭整備工事を実施しました。

学校給食センターにおきましては、地場産食材を利用した給食を提供し、食育・地産地消の推

進を図りました。

生涯学習では、「こころ・はぐくみ隊」の体験学習や巡回小劇場の鑑賞を実施し、子供たちの創造性や情操を豊かにする事業を実施しました。

また、国史跡に指定されている西の浜貝塚公園のトイレの水洗化改修工事を実施し、環境整備に努めました。

公民館におきましては、町民の生涯学習の場となるよう事業の推進を図りました。

旧第三小学校、第四小学校を地域交流センターとして開所し、地域との協働により教室等を開催し、町民の相互交流の促進、地域活動の拠点づくりに努めました。

スポーツの振興につきましては、町民の健康保持増進を図るため、温水プール施設を中心にさまざまな教室を開催し、多くの方に利用していただきました。

また、町民のスポーツに対するさまざまなニーズに対応するため策定した、スポーツ振興基本計画を有効に活用し、体系的なスポーツの振興を推進してまいります。

続きまして、各特別会計の決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額18億4,348万7,000円に対し、歳出総額17億9,418万4,000円となり、歳入歳出差引額4,930万3,000円をもって決算を行っております。

国民健康保険事業の健全な運営、町民の福祉の増進と適切な医療給付等に努めました。

昨年度から保険者に義務化されました特定健康診査等につきましては、引き続き生活習慣病対策の充実・強化を図るため、実施計画に基づき内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のため検診、指導に取り組みました。

老人保健特別会計につきましては、歳入総額2,166万2,000円に対して、歳出総額1,903万3,000円となり、歳入歳出差引額262万9,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の施行に伴い、老人保健としては過誤調整に係る医療費につきまして支出、戻入業務を行いました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億6,051万7,000円に対し、歳出総額1億5,705万4,000円となり、歳入歳出差引額346万3,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である、宮城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと市町村事務とされている被保険者証の交付、保険料徴収事業、申請書受付事務等を行いました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額11億4,091万円に対し、歳出総額11億1,864万5,000円となり、歳入歳出差引額2,226万5,000円をもって決算を行っております。

本町におきましては、高齢化率が国の数値を上回り県内でも高い水準にあり、なお高齢化は進んでおります。

高齢者の方が、要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になったとして地域において日常生活が営めるようなサービスの確保と支援を行いました。

地域包括支援センターにおきましても、身近で対応する相談機関として、総合相談支援、高齢者虐待相談など住民のニーズに合わせた相談支援に努めました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額375万5,000円に対し、歳出総額360万円となり、歳入歳出差引額15万5,000円をもって決算を行っております。

介護保険による要支援者に対し、適切なサービスが提供されるようにサービス事業者との連絡調整を図りながら、介護予防支援事業に努めました。

観瀾亭等特別会計につきましては、歳入総額1億404万5,000円に対し、歳出総額1億145万7,000円となり、歳入歳出差引額258万8,000円をもって決算を行っております。

観瀾亭費におきましては、瑞巖寺灯道やお月見の会での夜間営業が好評をいただき、季節に応じた、茶菓のサービス提供などで誘客に努めたほか、垣根補修工事を実施し観瀾亭の環境整備を図りました。

明治100年記念西行戻りの松公園費におきましては、西行戻りの松公園環境整備工事、白衣観音堂周辺環境整備及び松島パノラマハウストイレ改修・浄化槽設置工事を実施し、公園内の環境整備を図りました。

また、福浦橋費におきましては、カフェベイランドで、松島産カキ・アナゴ料理の提供など地場製品のPRにも努めました。

松島区外区有財産特別会計の決算につきましては、歳入総額177万4,000円に対し、歳出総額160万9,000円となり、歳入歳出差引額16万5,000円をもって決算を行っております。

歳入につきましては、土地の貸付収入及び積立金からの繰り入れ並びに利子収入が主なものであります。

歳出につきましては、松島区有地及び高城区有地の管理費用が主なものであります。

そのほかは財産積み立てを行ったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額11億8,972万9,000円に対し、歳出総額11億6,667万1,000円となり、歳入歳出差引額2,305万8,000円をもって決算を行っております。

歳出の主なものとして、汚水処理施設である松島浄化センターの運転管理であります。

総流入汚水量150万8,000立方メートルとなり、汚水処理に要した経費は3億2,755万4,000円であり、1立方メートル当たりの汚水処理原価は228円となっております。

また、雨水排水施設である排水ポンプ場11カ所の運転管理により降雨時等の対応を行っております。

下水道施設整備としては、汚水計では、高城・磯崎分区の面整備として長田の一部0.3ヘクタール、初原・愛宕分区の面整備として岩清水の一部0.6ヘクタールについて整備を実施し、いずれも平成22年4月より供用を開始しております。

また、浄化センター設備の更新工事として、管理棟空調設備・汚泥棟機械設備の更新工事等を実施しております。

雨水系では、普賢堂雨水ポンプ場機械設備更新工事・高城雨水ポンプ場電気設備更新工事等並びに雨水ポンプ場改築更新実施設計業務を実施しております。

なお、公債費においては、補償金免除繰上償還を、元金2億7,852万4,000円を行い、その財源は借換債にて対応しております。

次に、水道事業会計の決算であります。平成21年度の水道事業経営活動の結果につきましては年間総配水量及び年間有収水量、ともに前年度に比較して減少し、水道料金収入は、6億1,522万8,000円となりました。

その他の収入につきましては、水道加入金収入が405万円、受け取り利息及び配当金が289万2,000円となり、前年度より減収となり、全体として、水道事業収益は6億2,653万8,000円との決算額となりました。

水道事業費用につきましては、県広域水道からの年度別受給水量の増加による受水費の増と、減価償却費の増がございましたが、企業債の補償金免除繰上償還のため支払い利息の減等により、5億6,793万7,000円の決算額となり、収支差し引きでは5,860万1,000円の純利益が生じました。

資本的収入支出につきましては、本年度も漏水防止対策及びライフライン機能強化の事業としての配水管の布設がえ、また、海岸減圧弁更新工事、加圧式給水車の導入等を実施し、さらには、前年度に引き続き、補償金免除による企業債の繰り上げ償還を行いました。

その結果、資本的収入額221万7,000円に対し、資本的支出額が3億2,655万2,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足することとなる額3億2,433万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び減殺積立金の取り崩し等により補てんしております。

なお、当年度末処分利益剰余金5,860万1,000円は、全額減殺積立金へ積み立て処分を行うこととしました。

以上が水道事業会計の決算であります。今後もなお一層の需要者へのサービスに努める所存であります。

ただいま、一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算状況の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 以上で、議案第57号から議案第66号までの議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第26 報告第3号 平成21年度松島町健全化判断比率について

日程第27 報告第4号 平成21年度松島町資金不足判断比率について

○議長（櫻井公一君） お諮りをします。日程26、報告第3号及び日程第27報告第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資本金不足比率の報告であり、関連がございますので、一括して報告を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。報告第3号から報告第4号までの報告を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 報告第3号

平成21年度松島町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年度法律第94号）第3条第1項の規定により、平成21年度松島町健全化判断比率監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健男

報告第4号

平成21年度松島町資金不足判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年度法律第94号）第22条第1項の規定により、平成21年度松島町資金不足判断比率監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 報告第3号平成21年度松島町健全化判断比率についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、本格的に平成21年4月1日から施行となりました。法第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成21年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、また連結実質赤字比率については松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、両比率とも実質赤字がないため、同法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じて横棒1本、なしと記載しております。

また、実質公債比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、平成18年度からの地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い、平成17年度の決算から新たな指標として算定しておりましたが、財政健全化法の施行に伴い、4指標の中に移行され、13.8%と昨年度に比べ比率が下がっております。なお、健全化法の早期健全化基準は25%であります。地方債の許可・協議団体の判断基準はこれまでどおりの18%であります。

将来負担比率につきましては、健全化法の施行に伴い、新たに算出した指標であり、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計への地方債償還に充てる一般会計繰り出し見込み額及び一部事務組合、広域連合等への地方債償還負担金など、平成22年度以降に一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率ということでありまして、84.0%と昨年度に比べ下がっております。

なお、配付資料につきましては後ほど担当課長から説明させます。

以上で、平成21年度松島町健全化判断比率についての報告ということにさせていただきますと思います。

次に、報告第4号松島町資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、本格的に、平成21年4月1日から施行となりました。法第22条第1項の規定により別紙監査委員の意見を付し、平

成21年度松島町資金不足意比率について報告いたします。

資金不足比率につきましては、地方公共団体が直接社会公共の利益を目的として経営する企業で、松島町では、地方公営企業法の適用を受けている水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計・下水道事業特別会計が該当し、各公営企業ごとの営業収益に対する資金不足の割合であり、平成21年度決算で資金不足額がないため、同法第22条第3項において準用する同法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じて各会計においてなしというふうに記載しております。

また、備考欄の数値につきましては、法律施行規則の様式に準じ、事業の規模を記載しており、営業収益の額、これは営業収益に相当する収入額ということでございますが、それから受託工事収益の額、これは受託工事収益に相当する収入額でございますけれども、それを控除した額となっております。

なお、資金不足比率につきましては、各公営企業ごとの資金不足比率（経営健全化基準）が20%を超えると一般会計等という早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となるということでございます。

なお、配付資料につきましては、これも後ほど担当課長より説明させます。

以上で平成21年度の松島町資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） それでは、報告第3号並びに第4号につきまして、資料ということで4番、この資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず健全化判断比率等についてということで参考資料1ページを開いていただきたいと思います。これにつきましては、総括表①健全化判断比率の状況ということで記載しております。先ほどの比率と同様であります。下の方の表に早期健全化基準、それから財政再生基準というのがあります。これらにつきましてはまず、ありまして、早期健全化基準、それとともに財政再生基準、どちらもですけれども、おのおのの基準で一つでもその基準を上回った場合につきましては、健全化基準の場合、先ほどもあります計画を立てて議会の議決を得てその状況を公表しなさいというふうになります。その下の財政再生基準もこの基準ありますけれども、一つでもこの基準を上回った場合には同じように財政計画をつくって議会の議決を得て状況を公表しなさい。なおこの場合は国の監督下に入るよという内容になっております。

次のページ、2ページをお開きください。2ページではこの4指標ありますが、4指標まとめ

て健全化判断比率という総称しております。その中の実質赤字比率、それから右下の方にありますけれども、連結赤字比率、これらの算出についてここに記載しております。どちらも計算でルール上の話ですけれども、マイナスが、実質赤字比率であればマイナス4.95、連結であればマイナス29.32、ここでの表現の一つとしては黒字という形になりまして、先ほどの説明の中にもなしという形で表現されます。

次のページになります。3ページ。3ページについては実質公債比率の状況ということで、①から⑩までおのおの数字が入っております。これらの数字につきましては決算統計への数値あるいは普通交付税の台帳から持ってきている数字、これらによって真ん中あたりにある米印算出方法とあります。これらを計算します。これらは3年間、平成19年、平成20年、平成21年、この3年間算出してこの平均をもって、3カ年の平均をもって表示をするという形になりまして、13.8という数字になっています。

次のページ、4ページになります。これは将来負担比率の状況ということで算出、下の表に計算して将来負担比率は84%ということになっております。まず将来負担額Aということで、額入っております。Aが一番上の表になります。

それから、充当可能財源額、真ん中の横のラインに入っております。これらが該当します。それから標準財政規模は、先ほどの指定しました表の数値になります。それから参入公債費等の額、これは決算統計の方から持ってきた数値になります。違います、普通交付税の台帳から持ってきた数字になります。これらによりまして算出し、84%という形になります。

次に、6ページお聞きしていただきたいと思います。こちらにつきましては、資金不足比率についての算出の仕方でございます。まず算出の仕方は会計三つ、水道事業会計になります。資金不足の比率の出し方としては文書の方には資金の不足額、分母には事業の規模というふうになります。資金の不足額についてはということで、コメントをさせていただいております。これにあわせて、下の方各資金の不足額、規模を入れてこの水道事業計算いたしますと、分子の分がマイナスでなってきます。ということで答えがマイナスの134.90ということになりますので、先ほどありましたけれどもなしという表現に変わる。一つのルールであります。

同じような計算式で次のページ、7ページに行きます。観瀾亭、それから下水道事業。こちらの二つにつきましては資金不足のところがゼロという形になります。分子の分が。分母については規模ということで金額が入りますが、ゼロをどのような数字で割ってもゼロという形に数字ではなりません。ということで、ゼロ%なしというふうの一つのルールで算出しております。

なお、これらの算出チェックにつきましては、宮城県の方に7月5日ヒアリングを受けまして一応チェックを済ませているという形でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 説明が終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認め報告を終わります。

日程第28 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（櫻井公一君） 日程第28、諮問第6号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。諮問の朗読を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 諮問第6号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成22年9月3日提出

松島町長 大橋 健 男

記

住 所

氏 名 村山 秀允

生年月日

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

村山秀允氏は平成10年12月1日より人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け、人権擁護問題及び人権啓発事業等積極的に活躍されており、現在塩釜人権擁護委員協議会常任委員を務めております。同氏については平成22年12月31日までの任期となっており、再度委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

○議長（櫻井公一君） 諮問の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ここで意見の調整を行いたいと思いますので、暫時休憩といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。それでは、議員の皆さんは控え室に行ってお待ちいただきたいと思います。執行部の方々はここでお待ちください。

それでは暫時休憩といたします。

午後 1 時 5 8 分 休 憩

午後 2 時 1 4 分 再 開

○議長（櫻井公一君） 再開します。

お諮りします。諮問第 6 号につきましては、適任と答申したいと思います。

特にこのことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第 6 号人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ散会とします。

再開は 9 月 6 日午前 10 時です。

大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 1 5 分 散 会